



平成 30 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ン ト ラ ン ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 濱 谷 雄 二
(コード番号 3237 東証マザーズ)
問 合 せ 先 管 理 本 部 総 務 課 課 長 安 藤 智 隆
(TEL 03-6803-8100)

合同会社インバウンドインベストメントによる当社株券に対する公開買付けに関する
意見表明のお知らせ

当社は、平成 30 年 10 月 17 日開催の取締役会において、以下のとおり、合同会社インバウンドインベストメント（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様判断に委ねる旨の決議をいたしましたので、お知らせ致します。

なお、当社の上記取締役会の決議は、本公開買付けが当社株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のマザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）における上場は維持される予定であることを前提としております。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	合同会社インバウンドインベストメント	
(2) 所 在 地	東京都千代田区神田神保町二丁目 19 番地 1	
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 ET モバイルジャパン株式会社 職務執行者 何 同璽	
(4) 事 業 内 容	当社の株券等を取得及び保有すること等	
(5) 資 本 金	5,000,000 円	
(6) 設 立 年 月 日	平成 30 年 9 月 3 日	
(7) 大株主及び持分比率	ET モバイルジャパン株式会社	50.0%
	和徳投資有限公司	50.0%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	

取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、153 円（以下「本公開買付価格」といいます。）

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成 30 年 10 月 17 日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねる旨の決議を致しました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けを通じて東証マザーズに上場している当社株式を取得及び所有することを主たる目的として、平成 30 年 9 月 3 日に設立された合同会社であり、本日現在において、ET モバイルジャパン株式会社（以下「ETMJ」といいます。）及び和徳投資有限公司（以下「和徳投資」といいます。）が、総持分のうちそれぞれ半数ずつを所有しているとのことです。なお、公開買付者は、本日現在、当社株式を所有していないとのことです。

今般、公開買付者は、唯一の業務執行社員であり代表社員である ETMJ によって、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社 ASO（以下「ASO」といいます。）が所有する当社株式 15,598,000 株（所有割合（注 1）42.08%）及び当社の第二位株主であり当社の前代表取締役である麻生正紀氏（以下「麻生正紀氏」といいます。）が所有する当社株式 2,658,000 株（所有割合 7.17%）の全てを取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。なお、本日現在、ASO の発行済株式は麻生正紀氏がその全てを保有しているとのことです。

公開買付者は、本公開買付けに際し、ASO 及び麻生正紀氏（以下、総称して「応募合意株主」といいます。）との間で、平成 30 年 10 月 17 日付で ASO が所有する当社株式 15,598,000 株（所有割合 42.08%）の全て及び麻生正紀氏が所有する当社株式 2,658,000 株（所有割合 7.17%）の全て（合計 18,256,000 株、当該合

計に係る所有割合 49.25%、以下、応募合意株主が所有する当社株式の合計を「応募合意株式」といいます。) について、それぞれ本公開買付けに応募する旨の契約 (以下「本応募契約」といいます。) を締結しているとのことです。本応募契約の詳細については、下記「4. 公開買付者と当社株主又は当社との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(注1) 所有割合とは、当社が平成 30 年 8 月 9 日に提出した第 21 期第 1 四半期報告書 (以下「当社第 21 期第 1 四半期報告書」といいます。) に記載された平成 30 年 6 月 30 日現在の当社株式 (37,131,000 株) から、同日現在において当社が所有する自己株式数 (60,400 株) を除いた数 (37,070,600 株) に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入して計算しています。以下所有割合の記載について同じです。

本公開買付けは、応募合意株式を取得することを目的として行われ、また、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者及び当社は、本公開買付け成立後も当社株式の上場を維持する方針です。よって、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を応募合意株式と同数の 18,256,000 株 (所有割合 49.25%) としており、本公開買付けに応募された株券等 (以下「応募株券等」といいます。) の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わず、また、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針のもと、本公開買付けによる売却を希望する応募合意株主以外の当社の株主の皆様にも当社株式の売却の機会を提供するため、買付予定数の上限を 19,276,700 株 (所有割合 52.00%) としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

なお、当社は、平成 30 年 10 月 17 日開催の当社の取締役会にて、当社の経営環境において、当社が中長期的な企業価値向上を実現するためには、当社が進めてきたこれまでの施策をより強化し、当社の事業に関する理解を有し、また、多くの日本への中国人観光客を顧客に持ちインバウンド需要に対する旅行関連商品の展開力を有する ETMJ を新たな事業パートナーとし、その経営リソースを活用していくことが当社の企業価値の向上に資するものであると判断するに至ったことから、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であるため、本公開買付けが当社株式の上場廃止を企図したものではなく、当社の株主の皆様として本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められること、及び本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格 (以下「本公開買付け価格」といいます。) が ETMJ 及び公開買付者と応募合意株主との交渉により合意・決定されたものであることに鑑み、当社の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様判断に委ねる旨の決議を致しました。当社の意思決定の過程に係る詳細については、下記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け

実施後の経営方針」をご参照ください。

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針

当社は、公開買付者より、公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針について、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社株式を取得及び所有することを主たる目的として新たに設立された合同会社であり、ETMJ 及び和徳投資が、総持分のうちそれぞれ半数ずつを所有し、ETMJ は、唯一の業務執行社員であり代表社員として主に本公開買付けの実施を含む公開買付者の業務執行を行い、他方、和徳投資は、主に本公開買付けを含む公開買付者の業務に必要となる資金支援を行うとのことです。

ETMJ は、平成 16 年 9 月に東京都千代田区において代表取締役の何同璽氏により設立され、主にレジャー旅行商品の販売事業及び広告事業並びに投資銀行事業を展開しているとのことです。

ETMJ のレジャー旅行商品の販売事業及び広告事業については、ETMJ がその持分の全てを保有する中国における子会社である北京逸行之旅信息科技有限公司及び関係会社である北京逸行国際旅行社有限公司を通じて、中国人の個人観光客向けに訪日旅行商品販売サービス（以下「インバウンド観光事業」といいます。）及び関連する情報提供サービスを実施しており、平成 29 年度には、約 13 万人の中国人の個人観光客に対して当該サービスの提供を行い、平成 30 年度には、同サービスを提供する中国人の個人観光客は約 18 万人にまで増加することを見込んでいるとのことです。そして、その中で特筆すべきは、以下の 2 点であると考えているとのことです。（i）ETMJ は、東日本旅客鉄道株式会社の中国国内における付加価値旅行商品販売の総代理店として、日本の東日本地域全般への送客に精力的に貢献しているとのことです。（ii）また、ETMJ は、中国国内における OTA（Online Travel Agency）の大手各社（携程旅行網、同程旅遊網、馬蜂窝旅行網、世界邦旅行網）と販売提携を行い、それらに対して ETMJ の訪日旅行商品販売サービス及び関連する情報提供サービスを提供することで、ETMJ による観光客への直接販売のみならず、幅広い販売チャネルを用いたビジネス展開を可能としているとのことです。

また、ETMJ の投資銀行事業につきましては、平成 30 年 1 月に ETMJ 内に投資銀行事業部を設立し、日中をまたぐ投資銀行事業会社としての業務も開始したところとのことです。

和徳投資は、香港法人であり、その事業として ETMJ に対する投資事業（平成 30 年 10 月 17 日時点の ETMJ 株式の発行済株式総数に対する割合 19.6%）のみを行っているとのことです。和徳投資の発行済全株式は、イギリス領ヴァージン諸島（BVI）法人である柏輝集团有限公司（以下「柏輝集団」といいます。）が保有しており、柏輝集団の発行済全株式を、中国在住の葉恵全氏及び余丹雲夫妻が両方で保有しているとのことです。葉恵全氏及び余丹雲夫妻は、香港法人である中元

(国際)投資有限公司の発行済全株式も保有しており、同社を持株会社とし、その元に多数の中国企業を有する「中恵集団」の実質的なオーナーでもあるとのことです。「中恵集団」は、中国全土でデベロッパー事業を主体に、建物管理や賃貸業務、各種投資業務を展開する企業体から構成されているとのことです。なお、柏輝集団は、自らが保有していた ETMJ の株式の全部（平成 30 年 10 月 17 日時点の ETMJ の発行済株式総数に対する割合 11.3%）を、平成 30 年 9 月 20 日に、和徳投資に対して譲渡しており、また、和徳投資は、平成 30 年 10 月 15 日に ETMJ が発行した ETMJ 株式（平成 30 年 10 月 17 日時点の ETMJ の発行済株式総数に対する割合 8.3%）を全て引き受けているとのことです。その結果、和徳投資は、上記のとおり、平成 30 年 10 月 17 日時点の ETMJ の発行済株式総数に対する割合 19.6% 相当の ETMJ 株式を保有するに至っているとのことです。

一方、当社は、平成 10 年 5 月に東京都渋谷区にて不動産の仲介及びコンサルティングを事業目的として設立され、その株式については、平成 18 年 12 月に東証マザーズに上場しております。

当社は、その設立以来、平成 10 年に不動産の仲介及びコンサルティング、平成 13 年にプリンシパルインベストメント事業（主に商業ビルやオフィスビルなどの物件を対象として、エリアの特性やニーズに合わせた再生（バリューアップ）を実施して投資家、事業法人、不動産ファンド等に販売する事業）、平成 14 年に賃貸管理事業、平成 17 年にプロパティマネジメント事業（ビルオーナーの経営パートナーとして、建物管理からクレーム対応、清掃、巡回、検針、賃料回収等、物件ごとのニーズに合ったオーダーメイド型の入居者管理代行サービス）を開始し、全国を対象にポテンシャルを有しながら有効活用されていない商業ビル、オフィスビル、マンション、宿泊施設等幅広いアセット・クラスの不動産開発・再生事業を手掛けており、86 件もの不動産のバリューアップ案件実績を積み上げてきております。

直近では、平成 26 年 2 月に株式会社大多喜ハーブガーデン（以下「大多喜ハーブガーデン」といいます。）を、平成 27 年 12 月には株式会社蓮田ショッピングセンターを連結子会社化致しました。

また、プリンシパルインベストメント事業の過去の主な投資実績として、平成 23 年 5 月に東京タワー近隣の築 47 年の中古オフィスビルを 10 億円で取得し、当該物件の天井をガラス張りにし東京タワーが眺望できるレストランウェディング施設として再生した上で平成 26 年 5 月に REIT へ約 35 億円で売却、平成 28 年 4 月には横浜山下町の再開発用地の複雑な権利関係を調整し、事業会社に売却、また平成 28 年 8 月には和歌山マリーナシティ 3 施設の信託受益権を取得する等、これまで 86 件もの投資、うち 78 件もの売却実績があります。

わが国経済は、企業収益が改善している中、雇用情勢も着実に改善し、また企業の設備投資も緩やかに増加しております。景気の先行きにつきましても、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果により、緩やかな回復が持続しております。しかしながら、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意すべき状況にあります。

当社の属する不動産市場においては、消費増税に向けて優良な不動産の売買価格は高値で推移するなど、厳しい物件取得環境が継続していますが、平成 30 年度においても低金利政策が継続することが予測されるため、国内外の投資家による不動産投資需要は引続き良好な状態が続くと見られております。

このような状況下、当社は、取得した商業ビル、オフィスビル、マンション、宿泊施設等をエリアの特性やニーズに合わせたバリューアッププランを策定し、不動産が持つ潜在的な価値を高めた上で販売を行うプリンシパルインベストメント事業、プロパティマネジメントサービス（物件ごとのニーズに合ったオーダーメイド型の入居者管理代行サービス）及び売買仲介等のコンサルティングサービスを行うソリューション事業、当社の連結子会社である大多喜ハーブガーデンにて、ハーブガーデンの運営・企画を行うその他事業に注力しております。

ETMJ は、平成 30 年 1 月に投資銀行事業部を設立し、それまでのレジャー旅行商品の販売事業及び広告事業で培った人脈と経験を生かし、不動産や広告、宿泊施設、小売り等といったインバウンドに関連する事業者への投資銀行事業も開始しており、特に不動産事業については中国における日本の不動産に対する投資意欲が高まっていることから高い関心を持って投資銀行事業を運営しているとのことです。かかる状況の中で、平成 30 年 4 月に、ETMJ は、応募合意株主が、その保有する当社株式を第三者に譲渡する可能性があるとの情報を得たことから、平成 30 年 6 月に、応募合意株主に対して、その保有する当社株式の取得その他当社との将来の連携等に関する協議を行うことの打診を行うとともに、平成 30 年 7 月 10 日に、その当時の当社株式の市場株価を勘案して、本公開買付けについては、当社株式 1 株あたり 153 円を想定している旨を応募合意株主に対して口頭で提示したところ、同日に概ね合意が得られたことから、平成 30 年 7 月中旬から、応募合意株主と、その保有する当社株式の取得の条件について、具体的な協議を行い、平成 30 年 8 月 3 日に、ETMJ と応募合意株主の間で、本公開買付けについてより具体的な検討及び協議を行う旨の基本合意書（以下「基本合意書」といいます。）の内容について概ね合意し、平成 30 年 8 月 7 日に文言の調整を行った上で、基本合意書を締結したとのことです。なお、基本合意書の概要については、下記「4. 公開買付者と当社株主又は当社との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」の「①基本合意書」をご参照ください。また、かかる状況と並行して、ETMJ は、平成 30 年 8 月 3 日に、当社に対して本公開買付け検討の申入れを行い、平成 30 年 8 月 6 日に、当社代表取締役と面談を行い、ETMJ より基本合意書の概要や ETMJ の経営内容、本公開買付けの意図について説明を行い、同年 8 月中旬から 9 月中旬にかけて、当社の協力のもとで、当社に対し事業、財務、法務等に関するデュー・ディリジェンスを行ったとのことです。また、これと並行して当社代表取締役及び本第三者委員会（以下に定義します。）との間で、ETMJ 及び公開買付者の経営内容・方針や本公開買付け後の事業運営方針、本公開買付け価格を含めた本公開買付けの諸条件等についての考え方を協議する機会が複数回設けられました。

上記のデュー・ディリジェンスや当社代表取締役等との協議を踏まえ、ETMJ は、

当社株式の東証マザーズへの上場を維持することを前提として、公開買付者を通して応募合意株式を取得し、当社との協力関係を構築することで、当社の企業価値向上に寄与できるとの判断に至ったとのことです。具体的には、ETMJ は、当社との協力関係の構築により、(イ) まず、ETMJ がインバウンド観光事業で培ったネットワーク（中国人の個人観光客、JR 各社及び OTA 各社など）を利用し、当社が保有又は運営する宿泊施設・娯楽施設等に送客することにより稼働率向上、収益貢献に寄与し保有不動産の価値向上を図り当社が従来より営むプリンシパルインベストメント事業及びソリューション事業の継続・伸長を志向しているとのことです。(ロ) また、中国では、日本を含めた中国国外不動産への投資意欲が高まっており、このようなニーズを持つ ETMJ や中恵集團の顧客等を当社に紹介することにより、当社に新たな投資出口戦略を提供し、当社のプリンシパルインベストメント事業及びソリューション事業を一層伸長させたいと考えているとのことです。(ハ) 加えて、日本政府による観光に関するインバウンド戦略が着実に遂行され、平成 29 年には 730 万人の中国人観光客が訪日し（中国は国別の訪日外国人観光客数の首位になっているとのことです。）、平成 32 年には、訪日外国人観光客数が 4,000 万人に達することが見込まれる（出典：平成 28 年 3 月 30 日付明日の日本を支える観光ビジョン構想会議作成「明日の日本を支える観光ビジョン」2 頁）など、インバウンド観光事業を含む国内の旅行産業に急激な成長が見込まれているとのことです。他方、日本国内において、かかる観光客を受け入れるための宿泊施設の供給不足が語られる中、ETMJ は、中長期的には宿泊施設市場の長期的な成長を見込んでいるところ、本公開買付け後、ETMJ が有する経営リソース及び様々なノウハウ（中国人の個人観光客の嗜好や動向を踏まえた集客及び送客方法など）を用いて、当社と連携し、当社がこれまでの事業運営で培われた創造的な不動産開発におけるバリューアップ企画力及び企画実行力を活かし、当社の保有不動産や当社が投資する不動産を新たに中国人個人観光客の宿泊向けに造成・販売し、ETMJ のインバウンド観光事業の顧客・ネットワークを活用した送客等の支援を行うことにより、当社のプリンシパルインベストメント事業及びソリューション事業を更に伸長することも検討しているとのことです。これらによって、ETMJ は、公開買付者を通じて、当社の新たな収益機会の創出に尽力し、当社の企業価値の向上に協力していくとのことです。

このような認識のもと、デュー・ディリジェンスの結果及び当社代表取締役等との協議を踏まえ、ETMJ は、応募合意株主に対して、平成 30 年 9 月 25 日に正式に当社株式 1 株あたり 153 円で提案を行い、平成 30 年 10 月 11 日に同額での合意がなされました。そして、公開買付者及び応募合意株主との間で、平成 30 年 10 月 17 日付で本応募契約を締結し、同日、公開買付者は、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

ETMJ 及び公開買付者は、本公開買付け成立後、当社の役員及び従業員によるこれまでの事業運営に加え、当社と ETMJ の連携を構築することで当社の企業価値向上に努めていくとのことです。企業価値向上に向けたより具体的な取組みについては、今後当社と具体的な協議・検討を行う予定とのことです。

公開買付者は、当社に役員を派遣した上で当社の支援を行うため、当社との間で平成 30 年 10 月 17 日付で締結した公開買付賛同契約（以下「本賛同契約」といいます。）において、当社が、本公開買付けの決済の完了後実務上可能な限り速やかに（本公開買付けの決済完了日から遅くとも 3 ヶ月以内に）、本公開買付けの決済完了日の翌日以降の日を議決権行使の基準日とする臨時株主総会を開催し、公開買付者の指名する候補者を役員として選任する旨の議案を上程することに合意しております。但し、役員候補者及び人数は現時点では未定であり、経営体制、経営方針等については当社と協議・検討を行い、適切な方法を選択することを予定しているとのことです。

③ 当社取締役会における意思決定に至る過程

一方、当社においては、上述のとおり、堅調な成長が見られる最近の不動産市場において、当社は 3 期連続で業績の下方修正を行っており、かかる環境下において、当社は事業規模拡大及び安定収益の確保を早急に推進すべく、既存事業に加え、新たな不動産領域への進出を図る必要があると考えていたところ、平成 30 年 8 月 3 日に、応募合意株主から、当社に対し、応募合意株主と ETMJ の間で、本公開買付けによる応募合意株式の売買に関する基本的な条件につき合意するとともに、ETMJ による当社へのデュー・ディリジェンスの実施及び本公開買付けへの当社としての意見の検討等につき応募合意株主として当社に協力してもらう努力をする旨の基本合意書の内容について平成 30 年 8 月 3 日に概ね合意したことから ETMJ に協力して欲しい旨の申入れがあり、これを受けて、平成 30 年 8 月 6 日に当社代表取締役と ETMJ は面談を行い、ETMJ より基本合意書の概要や ETMJ の経営内容、本公開買付けの意図について説明がなされました。当社では、これを踏まえ、平成 30 年 8 月上旬、当社の取締役及び監査役間において協議・検討を行いました。また、併せて、当社は、当社、公開買付者、ETMJ、和徳投資及び応募合意株主から独立した第三者算定機関としてニンバスアソシエイツ株式会社（東京都港区虎ノ門五丁目 3 番 2 号。以下「ニンバス」といいます。）を、法務アドバイザーとして柴田・鈴木・中田法律事務所（東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号。以下「柴田・鈴木・中田法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任し、さらに、本公開買付けに関する提案を検討するための諮問機関として第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を平成 30 年 8 月 28 日に設置致しました。本第三者委員会の詳細については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。

上記のような体制の下で、当社代表取締役は、平成 30 年 8 月中旬から 9 月中旬にかけて、ETMJ 及び公開買付者の経営内容・方針や本公開買付け後の事業運営方針、本公開買付価格を含めた本公開買付けの諸条件等について ETMJ より複数回にわたり説明を受けました。また、併せて、ニンバスより取得した平成 30 年 10 月 16 日付け株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及び柴田・鈴木・中田法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本第三者委員会における検

討及び本第三者委員会から提出を受けた平成 30 年 10 月 16 日付け答申書（以下「本第三者委員会答申書」）の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に検討を行いました。

その結果、上記の経営環境において、当社が進めてきたこれまでの施策をより強化しつつ、当社の収益基盤をさらに拡大していく観点からは、当社の事業に関する理解を有し、また、インバウンド観光事業について高い展開力を有する ETMJ を新たな事業パートナーとし、中国人個人観光客に対する宿泊機会の提供及び不動産物件の購入・売却ニーズへの対応などによる当社のプリンシパルインベストメント事業並びにソリューション事業の伸長が期待できること、本公開買付けの後、当社及び ETMJ が連携し当社の保有不動産や新たに投資する不動産を中国人個人観光客向けを含めた宿泊施設に造成し、販売を行うことにより、これらの事業をさらに拡大していく戦略も可能性として期待できることから、平成 30 年 10 月 17 日開催の当社取締役会において、公開買付者が本公開買付けにより当社の親会社となることが、当社の中長期的な企業価値の向上ひいては株主価値の向上に資するものであると判断致しました。

本公開買付価格についても、①下記「(3) 算定に関する事項」に記載されているニンバスによる本株式価値算定書において、市場株価法に基づく算定結果（149 円から 162 円）の範囲内であること、②本公開買付けの公表日の前営業日である算定基準日の平成 30 年 10 月 16 日の東証マザーズにおける当社株式の終値は 162 円、算定基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値は 154 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）、算定基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値は 149 円、算定基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値は 157 円であることから、本公開買付価格は近時の当社の株価と概ね同等の水準にあると言えること、③公開買付者は本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けにおける買付予定数の上限を 19,276,000 株（所有割合 52.00%）として、本公開買付け後も当社株式の上場が維持される方針であるため、当社の株主の皆様として本公開買付け後も当社株式を保有するあるいは東京証券取引所において当社株式を売却することも可能であり、本公開買付け以外の売却の機会が確保されていること、④本公開買付価格は応募合意株主と ETMJ 及び公開買付者との間の交渉・協議によって決定されたものであり、当社が協議・交渉に加わって決められたものではないことから、本公開買付価格の妥当性に関する判断については、当社は中立の立場を取り意見を留保することとし、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねることが適切であると判断するに至りました。

以上より、当社は、平成 30 年 10 月 17 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様ごの判断に委ねる旨を決議致しました。

上記取締役会決議の詳細については、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を

担保するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社、公開買付者、ETMJ、和徳投資及び応募合意株主から独立した第三者算定機関であるニンバスに対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。なお、ニンバスは、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

ニンバスは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、当社株式が東証マザーズに上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を採用して、当社の株式価値の算定を行ったとのことです。他方、①当社の将来の事業活動から生まれるキャッシュ・フローの見込みや当社の将来の財務構造などを予想し、これを前提とした価値を算出するDCF法については、当社が獲得可能な物件の規模や棟数は将来の不動産市況や金融の状況といった外部要因に左右されること、当社が取得・処分する物件の数は年間数棟という水準にあるため1つ物件を逸注することがキャッシュ・フローに与える影響が大きいこと、ある物件を当社が取得できるかどうかは競合との競争の状況等の如何によるため精度ある予測が立てづらいことなどの事情から、当社の株価の算定の重要な前提条件について一定の精度をもって設定することが困難であるとの理由で、また②当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の価値を算定する類似上場会社比較法については、保有している不動産の価値や取り扱う不動産の価値ポテンシャルが類似上場会社間でも異なる上、公表されている情報ではそれらについての判断が困難であることから、合理的な価値評価を実施することが難しいとの理由で、それぞれ採用しなかったとのことです。

当社はニンバスから平成30年10月16日に本株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、ニンバスから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書によると、ニンバスが採用した市場株価法に基づいて算定された当社株式の1株当たり株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

149円～162円

当該算定において、ニンバスは、平成30年10月16日を算定基準日として、当社株式の東証マザーズにおける算定基準日の終値162円、算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値154円、算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値149円及び算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値157円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を149円から162円までと算定しているとのことです。

ニンバスは、当社株式の価値算定に際して、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報

等が全て正確かつ完全であること、当社株式の価値算定に重大な影響を与える可能性がある事実でニンバスに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、当社及びその子会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は鑑定を行っていないことを前提としているとのことです。

(4) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社株式は、本日現在、東証マザーズに上場されております。本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け成立後も当社株式の上場を維持する方針であり、買付予定数の上限を 19,276,700 株（所有割合 52.00%）としていることから、本公開買付け成立後、公開買付者が所有する当社株式は最大で 19,276,700 株（所有割合 52.00%）となる予定とのことです。したがって、本公開買付け成立後も、当社株式の上場は維持される見込みとのことです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けは、応募合意株式を取得することを目的として行われ、また、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者及び当社は、本公開買付け成立後も当社株式の上場を維持する方針です。よって、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を応募合意株式と同数の 18,256,000 株（所有割合 49.25%）としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わず、また、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針のもと、本公開買付けによる売却を希望する応募合意株主以外の当社の株主の皆様にも、当社株式の売却の機会を提供するため、買付予定数の上限を 19,276,700 株（所有割合 52.00%）としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。ETMJ は、公開買付者を通して応募合意株式を取得することを主たる目的として本公開買付けを実施することを決定したため、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付け後に当社株式の追加取得を行うことは予定していないとのことです。また、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限を超え、上述のあん分比例の方式により株券等の買付け等が行われた場合は、応募合意株主の手残り株の取り扱いについては、その方針は未定とのことです。

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は応募合意株主との間で本応募契約を締結し、応募合意株主が所有する当社株式の全て（所有株式数の合計 18,256,000 株、所有割合の合計 49.25%）を本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。応募合意株主が支配株主であり、当社の応募合意株主以外の株主（以下、「当社少数株主」と

います。)と利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性・妥当性の担保、本公開買付けに関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避を行い、本公開買付けの公正性を担保するため、それぞれ以下のような措置を実施しております。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ETMJ及び公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、ETMJ、和徳投資、応募合意株主及び当社から独立した第三者算定機関としてフィナンシャル・アドバイザーである株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス」といいます。)に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、プルータスは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

プルータスは、当社から当社の事業の現状を反映した最新の財務予測等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の条件の下で、当社株式について、市場株価法及びDCF法による算定を行い、平成30年10月16日、公開買付者はプルータスから、株式価値算定書(以下、「プルータス株式価値算定書」といいます。)を取得したとのことです。なお、公開買付者は、プルータスから本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

プルータスによる当社株式の1株当たり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 149円～162円

DCF法 : 132円～172円

市場株価法では、平成30年10月16日を算定基準日として、東証マザーズにおける当社株式の基準日終値162円、直近1ヶ月間の終値単純平均値154円、直近3ヶ月間の終値単純平均値149円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値157円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を149円から162円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社作成の平成31年3月期から平成34年3月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成31年3月期第2四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を分析し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を132円から172円までと算定しているとのことです。なお、本事業計画には大幅な増減益が見込まれている事業年度はないとのことです。また、本事業計画は本公開買付けの実施を前提としていないとのことです。

公開買付者は、プルータスから取得したプルータス株式価値算定書の各手法の算定結果に加え、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、応募合意株主との協議・交渉の結果等も踏まえ、本公開買付価格を1株当たり153円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格153円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成30

年10月16日の東証マザーズにおける当社株式の終値162円に対して5.56%（小数点以下第3位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率の記載において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値154円に対して0.65%、それぞれディスカウントをした価格、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値149円に対して2.68%のプレミアムを加えた価格、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値157円に対して2.55%のディスカウントをした価格となるということです。

② 当社における独立した第三者委員会の設置

本公開買付けに係る当社の意見表明は、公開買付者が、当社の支配株主であるASOからの当社株式の取得を前提として行う公開買付けに対する意見表明に係るものであり、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当することから、当社は、本公開買付けの目的の正当性・合理性、本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件の妥当性、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成30年8月28日付で阿南剛氏（潮見坂綜合法律事務所所属、弁護士）、中田貴夫氏（中田公認会計士事務所、公認会計士）、当社社外取締役である太田孝昭氏（OAGグループ代表）から構成される本第三者委員会を設置し、本公開買付けについて、(i)本公開買付けの目的の正当性・合理性、(ii)本公開買付価格を含む本公開買付けの諸条件の妥当性、(iii)本公開買付けの手続の公正性、及び(iv)(i)から(iii)を踏まえ、本公開買付けが当社少数株主にとって不利益なものではないか（以下「本諮問事項」といいます。）について検討し、当社取締役会に意見を述べることについて諮問することを決議致しました。

本第三者委員会は平成30年8月28日から平成30年10月9日まで合計で5回開催され、当社、ETMJ、公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーであるブルータス及び法務アドバイザーである西村あさひ法律事務所から本第三者委員会に提出された資料及び情報に基づき、本諮問事項につき総合的な検討を慎重に行いました。本第三者委員会は、かかる検討を前提として、平成30年10月16日に当社取締役会に対して、大要、(i)①本公開買付けの目的は、既存事業の縮小や廃止を企図するものではなく、既存事業を維持しながら、これにETMJがインバウンド観光事業で培ってきたノウハウやネットワーク等の新しい経営資源を加えるものであるから、本公開買付けが当社の既存事業に直接的な悪影響をもたらすものとは認められないこと、及び②公開買付者が提示する本公開買付け後の事業構想の内容は現時点では必ずしも十分に具体的であるとはいえないものの、外的環境の状況、ETMJのこれまでの経営状況とそこから推測されるETMJが有する経営資源、表明されている公開買付者の当社に対する経営の方針に照らせば、当該構想が実現できる可能性が一定程度見込めると判断することも不合理とは言えないことから、本公開買付けは当社の企業価値の向上を図る手段として一定程度の適切性・有用性があると認めることができるので、本公開買付けの目的には一定の正当性・合理性が認められ、(ii)本公開買付価格を含む本公開買付けの条件につい

ては、①本公開買付価格を含む本公開買付けの条件は応募合意株主と ETMJ 及び公開買付者との協議・交渉によって定められたものであり、当社は協議・交渉の過程には参加しておらず、本公開買付けの条件は当社によって積極的に受け入れられたものではないこと、②ニンバスによる本株式価値算定書の方法及び結果が株式価値算定人としての裁量を逸脱した不合理なものというべき事情は見当たらないと判断できるところ、本公開買付価格はニンバスによる市場株価法による算定結果と概ね同等の水準にあること、③公開買付者と当社との間において締結される予定の本賛同契約につき、当社が公開買付者と賛同決議及び公表の義務の定めがある本賛同契約を締結することは本公開買付けの条件の妥当性を否定すべき事情には当たらず、また本賛同契約における当社の誓約事項の定めが、当社少数株主の利益が害されるかどうかという観点から見て本公開買付けの条件の妥当性を直ちに否定すべき事情とまではいえないと考えられること及び④本公開買付けの条件と東京証券取引所で当社株式を売却することを比べて、どちらか一方が他方に対して確定的に有利であると断定することは困難であるところ、当社少数株主には、本公開買付け以外の売却の機会が確保されていることを総合すれば、当社少数株主の利益が害されるかどうかという観点から見てその妥当性を否定すべき事情は認められず、また、(iii)本公開買付けに関しては、当社少数株主の適切な判断機会の確保が図られるとともに、当社における意思決定過程の恣意性も排除されていると認められることから、その手続きは公正であると認められ、上記(i)乃至(iii)を総合的に勘案した結果、(iv)本公開買付けについて当社少数株主にとって不利益となる事情は認められず、当社少数株主の受けるべき利益が損なわれないよう配慮がなされているものと認められると判断した旨の内容の本第三者委員会答申書を提出致しました。なお、本第三者委員会答申書においては、諮問事項の対象ではありませんが、当社が本公開買付けに賛同する旨及び応募については中立の立場から意見を留保して各株主の判断に委ねる旨の意見を表明することは相当である旨の意見が付記されております。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会での本公開買付けに関する意思決定過程における公正性、透明性及び客観性を確保するため、当社、公開買付者、ETMJ、和徳投資及び応募合意株主から独立した法務アドバイザーである柴田・鈴木・中田法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について、法的助言を受けております。なお、柴田・鈴木・中田法律事務所は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社取締役会は、柴田・鈴木・中田法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から取得した本第三者委員会答申書の内容を最大限に尊重しながら、

本公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行い、本プレスリリースに記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しました。

また、上記取締役会において、本公開買付けは上場廃止を目的としたものではなく、当社の株主の皆様として本公開買付け後も当社株式を保有するという選択肢を取ることも十分な合理性が認められること、及び本公開買付価格が ETMJ 及び公開買付者と応募合意株主との交渉により合意・決定されたものであることに鑑み、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、併せて決議しました。

なお、上記取締役会には、麻生義彰氏を除く取締役 2 名（うち社外取締役 1 名）の全員が出席し、その全員一致により当該決議を行っております。当社取締役のうち麻生義彰氏は、本公開買付けに応募することに合意している当社支配株主である ASO の発行済株式の全てを保有し、かつ、自らも本公開買付けに応募することを公開買付者との間で合意している麻生正紀氏と兄弟関係にあることから、利益相反の疑いを回避するため、本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。

また、監査役 3 名の全員が、当社取締役会が本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をするにつき異議がない旨の意見を述べております。

4. 公開買付者と当社株主又は当社との間における本公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

① 基本合意書

本公開買付けに先立ち、ETMJは、応募合意株主との間で、平成30年8月7日に基本合意書を締結いたしました。基本合意書においては、応募合意株主が、ETMJ又はその指定する者に対して、応募合意株主が保有する当社株式の全て（当社の発行済普通株式の約49.2%に相当する。）を株式公開買付けの方法によって譲渡することを企図しており、その実現に向け、当該時点におけるETMJ及び応募合意株主の理解を確認し、更なる検討及び交渉を進めることを目的とすることを規定しております。

② 本応募契約

本公開買付けに際して、公開買付者は、応募合意株主との間で、平成30年10月17日付で、応募合意株主が所有する当社株式の全て（所有株式数の合計18,256,000株、所有割合の合計49.25%）を本公開買付けに応募する旨を合意したとのことです。なお、本応募契約において、応募合意株主は、以下の条件の全てが充足されていることを前提条件として、平成30年11月20日までに、応募合意株式について本公開買付けに応募することが定められているとのことです。

- a. 本応募契約に基づき本公開買付けの開始までに公開買付者が履行し又は遵守すべき重要な義務（注2）の全てが履行され又は遵守されていること
 - b. 公開買付者の表明及び保証（注3）が重要な点において（但し、当該表明及び保証が重大性又は重要性による限定を受けているときは、その全ての点において）真実かつ正確であること
 - c. 本公開買付けの実施のために法令等に基づき必要な手続の全てが適法かつ有効に完了していること
 - d. 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを禁止又は制限することを求める旨のいかなる訴訟等又はその申立ても係属しておらず、かつ、本公開買付けを禁止又は制限する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等によるいかなる判決等も存在しないこと
 - e. 天災地変その他応募合意株主のいずれの責めにも帰さない事由により公開買付け期間の初日において応募を行うことが社会通念上不可能又は著しく困難であると認められる事象が存在しないこと
 - f. 本公開買付けが適法かつ有効に開始されており、かつ撤回されていないこと
 - g. 当社の業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいう。）、当社の株券等の公開買付け等の実施に関する事実若しくは中止に関する事実（法第167条第2項に定めるものをいう。）又はこれらの事実に関連するおそれがあると合理的に認められる事実（本応募契約において以下「重要事実等」と総称する。）であって、応募合意株主のいずれかが認識している事実のうち、未公表のものが存在しないこと
- （注2）本応募契約において、公開買付者は、一定の条件（注4）の全てが充足されていることを前提条件として本公開買付けを実施する義務、義務違反又は表明保証違反を理由とする損害等の補償義務、秘密保持義務、並びに本応募契約上の地位及び本応募契約に基づく権利義務の不処分義務を負っております。
- （注3）本応募契約において、公開買付者は、(1)設立及び存続、(2)本応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力、(3)本応募契約の締結及び履行がその目的の範囲内であること並びに必要な内部手続の履践、(4)本応募契約の適法かつ有効な締結及び強制執行可能性、(5)本応募契約の締結及び履行の法令等、司法・行政機関の判決等、内部規則又は契約への抵触の不存在、(6)必要な許認可の取得及び届出の実行、(7)公開買付者についての倒産手続及び倒産手続の開始原因事実の不存在、(8)反社会的勢力への非該当並びに反社会的行為及び反社会的勢力との間の不当関与関係の不存在、(9)未公表の重要事実等の不存在を表明及び保証しております。
- （注4）本応募契約において、公開買付者は、以下の条件の全てが充足されていることを前提条件として、本公開買付けを実施する義務を負っています。
- ア 本応募契約に基づき本公開買付けの開始までに応募合意株主が履行し又は遵守すべき重要な義務（注5）の全てが履行され又は遵守されていること
 - イ 応募合意株主の表明及び保証（注6）が重要な点において（但し、当該

表明及び保証が重大性又は重要性による限定を受けているときは、その全ての点において) 真実かつ正確であること

- ウ 当社の取締役会において、監査役が何ら異議を述べることなく取締役全員一致により、本公開買付けに賛同する意見（但し、法第27条の10第2項第1号に定める質問又は同項第2号に定める公開買付け期間延長請求を伴わないものに限る。）を表明する旨及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募は株主の判断に委ねる旨の決議が適法かつ有効になされ、当社によりこれが公表されており、当該決議が撤回又は変更されていないこと
- エ 本公開買付けの実施のために法令等に基づき必要な手続の全てが適法かつ有効に完了していること
- オ 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを禁止又は制限することを求める旨のいかなる訴訟等又はその申立ても係属しておらず、かつ、本公開買付けを禁止又は制限する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等によるいかなる判決等も存在しないこと
- カ 当社又はその子会社の資産、負債、事業、財務状態、経営成績、キャッシュ・フロー、将来の収益計画若しくは収益の見通しその他当社又はその子会社の企業価値に重大な悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある事象が生じていないこと
- キ 天災地変その他公開買付け者の責めに帰さない事由により本公開買付け開始日において本公開買付けを開始することが社会通念上不可能又は著しく困難であると認められる事象が存在しないこと
- ク 法第27条の11第1項その他の法令等の範囲内で公開買付け者が定める撤回事由が生じていないこと
- ケ 公開買付け者の責めに帰さない事由により本公開買付けの実施のために必要となる資金調達为社会通念上不可能又は著しく困難であると認められる事象が存在しないこと
- コ 重要事実等であって、公開買付け者が認識している事実のうち、未公表のものが存在しないこと
- サ 本賛同契約が適法かつ有効に締結され、有効に存続していること（但し、公開買付け者の責めに帰すべき事由により適法かつ有効に締結されず又は有効に存続していない場合を除く。）

(注5) 本応募契約において、応募合意株主は、本応募契約に記載した内容に含まれる義務のほか、応募合意株式についての本公開買付け以外の公開買付けへの不応募義務その他の不処分義務、義務違反又は表明保証違反を理由とする損害等の補償義務、秘密保持義務、並びに本応募契約上の地位及び本応募契約に基づく権利義務の不処分義務を負っております。

(注6) 本応募契約において、ASOは、(1)設立及び存続、(2)本応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力等並びに内部手続の履践、(3)本応募契約の適法かつ有効な締結及び強制執行可能性、(4)本応募契約の締結及び履行の法令等への抵触不存在、(5)許認可の取得及び届出実行、(6)ASOの倒産

手続及びその開始原因事実の不存在、(7)反社会的勢力との関係の不存在等、(8)未公表重要事実等の不存在、(9)応募合意株式の所有及び対抗要件具備、(10)当社株主としての株主権の行使又は応募合意株式の処分等に関する第三者との間の契約等の不存在を表明及び保証しております。

本応募契約において、麻生正紀氏は、(1)自然人性、(2)本応募契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能並びに内部手続の履践等、(3)本応募契約の適法かつ有効な締結及び強制執行可能性、(4)本応募契約の締結及び履行の法令等への抵触不存在、(5)許認可の取得及び届出実行、(6)麻生正紀氏の倒産手続及びその開始原因事実の不存在、(7)反社会的勢力との関係の不存在等、(8)未公表重要事実等の不存在、(9)応募合意株式の所有及び対抗要件具備、(10)当社株主としての株主権の行使又は応募合意株式の処分等に関する第三者との間の契約等の不存在を表明及び保証しております。

また、本応募契約において、応募合意株主は、麻生正紀氏が当社の取締役を退任した平成30年6月21日における、当社及びその子会社（本応募契約において以下「当社グループ」という。）に関する、(1)設立及び存続、(2)倒産手続の不存在等、(3)当社株式及び当社子会社株式等の適法な発行等、(4)財務諸表の適法性及び正確性並びに偶発債務等の不存在、(5)当社グループが当事者の重要契約等の成立や債務不履行事由の不存在等、(6)本応募契約の締結等にかかる、重要契約等の債務不履行事由、第三者の同意・承諾事由等の非該当性、(7)当社グループが当事者たる契約等における競業避止義務等の不存在、(8)未払賃金等の不存在、(9)訴訟等・法令違反等の不存在、(10)許認可等の取得、(11)反社会的勢力との関係の不存在、等を表明及び保証し、さらに、当社グループが当事者たる契約等のうち、麻生正紀氏が主導したプロジェクト（本応募契約において以下「特定契約」という。）に基づく義務の履行や応募合意株主において知りうる限りでの特定契約の債務不履行事由の不存在等も表明及び保証しております。

また、応募合意株主は、本公開買付けが成立した場合において、本公開買付けに係る決済の完了前の日を議決権行使の基準日とする株主総会が開催されるときは、当該株主総会における応募合意株式（但し、公開買付け者が買付け等を行わなかった株式が存在する場合には、当該株式を除く。）に係る議決権の行使については、公開買付け者の指図に従うことを誓約しております。

③ 本賛同契約

公開買付け者は、当社との間で、平成30年10月17日付で、本賛同契約を締結いたしました。本賛同契約の概要は以下のとおりです。

a. 本公開買付けに関する合意

ア 公開買付け者は、本公開買付けを行う場合には、本プレスリリースに記載の条件等に従い、これを行う。但し、公開買付け者は、本公開買付け開始後におい

て、その任意の裁量により、法令等により許容される範囲内で本公開買付けの条件を変更でき、また、法第27条の11第1項その他の法令等の範囲内で公開買付者が定める撤回事由が生じた場合には、本公開買付けを撤回することができる。

イ 当社は、本賛同契約締結日又は公開買付者と別途合意する日時までに、当社の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明する旨及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募は株主の判断に委ねる旨の決議（本賛同契約において以下「賛同決議」という。）を行い、直ちにこれを公表する。また、甲は、平成30年10月18日に、その旨の意見表明報告書を提出する。

ウ 当社は本公開買付けにおける買付け等の期間にわたり、賛同決議を維持し、これを撤回しない。但し、賛同決議の撤回を行わないことが当社の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると当社が合理的に判断する場合は、当社は賛同決議を変更又は撤回することができる。

エ 当社及び公開買付者は、本公開買付けの開始の前後を問わず、本公開買付けに重大な影響を与え得る事実が生じた場合には、法令等の許容する範囲で、協議の上必要な対応を行い、本公開買付けが成功するよう最大限努力をする。また、当社は、本公開買付けを実施するために必要となる手続に最大限協力する。

b. 当社の表明及び保証

当社は、公開買付者に対し、本賛同契約締結日及び本公開買付けの開始日において、以下に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

当社の業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいう。）、当社の株券等の公開買付け等の実施に関する事実若しくは中止に関する事実（法第167条第2項に定めるものをいう。）又はこれらの事実該当するおそれがあると合理的に認められる事実のうち、未公表のものが存在しないこと。

c. 当社の誓約事項

ア 当社は、本賛同契約締結日から下記ウに基づき公開買付者の指名する候補者が当社の役員として選任される日（本賛同契約において以下「選任日」という。）までの間、公開買付者の事前の書面による承諾がある場合を除き、自ら又はその子会社（本賛同契約において以下「当社子会社」と総称し、当社及び当社子会社を併せて「当社グループ」と総称する。）をして、①善良なる管理者の注意をもって当社グループの事業及び財産を運営及び管理し、②当社グループにおける通常の業務範囲を合理的な理由なく逸脱する行為又は当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼし若しくは及ぼすおそれのある行為を行わない。②に該当する行為には、株式、新株予約権の発行その他の資本構成の変更、組織及び経営体制の重大な変更、剰余金の配当、並びに当社グループの財務内容に重大な影響を与える程度に多額であり、かつ、当社の年度予算にて具体的に予定されていない、(i)債務負担行為及び(ii)不動産の取得又は処分行為（本賛同契約において以下「本重要行為」と総称する。）を含む。但し、本重要行為について公開買付者の事前の書面による承

諾がある場合には、本重要行為は、②に該当する行為とみなされない。公開買付者は、当社が上場会社であり、当社の取締役が少数株主の利益に配慮し行動しなければならない立場にあることに最大限尊重してかかる承諾の有無を検討し、かかる承諾を不合理に拒絶又は留保してはならない。

イ 当社は、本賛同契約締結日から選任日までの間、自ら又は当社子会社をして、公開買付者に対し、公開買付者が合理的に要求する当社グループに関する資料及び情報を提供する。また、当社は、本公開買付けの成立後に公開買付者が要求したときは、公開買付者と別途合意する方法により、公開買付者が指定する者1名を受け入れる。

ウ 当社は、本公開買付けが成立し、その決済が行われた場合には、当該決済の完了後実務上可能な限り速やかに（決済完了日から遅くとも3ヶ月以内に）、決済完了日の翌日以降の日を議決権行使の基準日とする臨時株主総会を開催し、公開買付者の指名する候補者を役員として選任する旨の議案を上程する。また、当社は、当社の株主総会において公開買付者の指名する候補者が役員として選任され、当該候補者がその就任を承諾した場合には、当該役員（但し、非業務執行取締役等又は監査役に限る。）との間で公開買付者が合理的に満足する内容の責任限定契約を締結するとともに、当社の負担により当該役員（非業務執行取締役等又は監査役に限られない。）について公開買付者が合理的に満足する内容の役員賠償責任保険を付保する。

エ 当社は、①本賛同契約に基づく義務違反となり若しくはその可能性のある事実、②上記b.において表明し保証した事項を虚偽若しくは不正確ならしめ若しくはその可能性のある事実、又は③本賛同契約の無効、取消し、解除、消滅若しくは終了の原因となり若しくはその可能性のある事実が生じたことを認識したときは、公開買付者に対し、直ちにその旨を書面により通知する（但し、当該通知は、本賛同契約の他の条項に基づく当社の責任を免除し又は軽減しない。）。

d. 上記のほか、本賛同契約では、補償・解除・終了・秘密保持その他の一般条項が規定されている。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

① 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針等については、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針」及び同「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 上場廃止となる見込み及びその理由」及び「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

② 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響は現状ないものと考えておりますが、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は速やかに開示致します。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

公開買付者は、当社の支配株主であるASOと本応募契約を締結しており、ASOからの当社株式の取得を前提として本公開買付けを行うことから、当社取締役会による本公開買付けに対する意見表明は、支配株主との重要な取引等に該当いたします。当社では、平成30年6月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書に記載のとおり、将来的に支配株主との取引が発生する場合には、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本条件とし、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会において審議の上、その取引金額の多寡に関わらず、取締役会決議をもって決定することを、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針としております。当社の支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針に関する本公開買付けに対する意見表明における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本公開買付けに対する意見表明の検討に当たり、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、②当社における独立した第三者委員会の設置、③当社における独立した法律事務所からの助言、④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見、の各措置を実施しており、かかる指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公

開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本公開買付けが、支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、ASO及び公開買付者との間に利害関係を有しない者として、阿南剛氏、中田貴夫氏、太田孝昭氏から構成される本第三者委員会を設置し、本第三者委員会から、本公開買付けは、当社少数株主にとって不利益となる事情は認められず、当社少数株主の受けるべき利益が損なわれないよう配慮がなされているものと認められ、当社が本公開買付けに賛同する旨及び応募については中立の立場から意見を留保して各株主の判断に委ねる旨の意見を表明することは相当である旨の内容の本第三者委員会答申書を平成30年10月16日付で受領しております。意見の概要については、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。

(添付資料)

平成30年10月17日付「合同会社インバウンドインベストメントによる株式会社イントランス株式（証券コード 3237）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

以 上

平成30年10月17日

各 位

会 社 名 株式会社イントランス
代表者名 代表取締役社長 濱谷 雄二
(コード番号：3237 東証マザーズ)
問合せ先 管理本部 総務課 課長 安藤 智隆
(電話番号 03-6803-8100)

会 社 名 合同会社インバウンドインベストメント
代表社員 E Tモバイルジャパン株式会社
代表者名 職務執行者 何 同壘
問合せ先 E Tモバイルジャパン株式会社
平松 貴美子
(電話番号 03-3511-8215)

**合同会社インバウンドインベストメントによる
株式会社イントランス株式(証券コード 3237)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

合同会社インバウンドインベストメントは、本日、株式会社イントランスの株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、合同会社インバウンドインベストメント(公開買付者)が、株式会社イントランス(本公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

平成30年10月17日付「株式会社イントランス株式(証券コード3237)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成30年10月17日

各 位

会社名 合同会社インバウンドインベストメント
代表社員 ETモバイルジャパン株式会社
代表者名 職務執行者 何 同璽
問合せ先 ETモバイルジャパン株式会社
平松 貴美子
(電話番号 03-3511-8215)

株式会社イントランス株式（証券コード3237）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

合同会社インバウンドインベストメント（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社イントランス（コード番号3237、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

公開買付者は、本公開買付けを通じて東証マザーズに上場している対象者株式を取得及び所有することを主たる目的として、平成30年9月3日に設立された合同会社であり、本日現在において、ETモバイルジャパン株式会社（以下「ETMJ」といいます。）及び和徳投資有限公司（以下「和徳投資」といいます。）が、総持分のうちそれぞれ半数ずつを所有しております。なお、公開買付者は、本日現在、対象者株式を所有しておりません。

今般、公開買付者は、唯一の業務執行社員であり代表社員であるETMJによって、対象者の主要株主である筆頭株主の株式会社ASO（以下「ASO」といいます。）が所有する対象者株式15,598,000株（所有割合（注）42.08%）及び対象者の第二位株主であり対象者の前代表取締役である麻生正紀氏（以下「麻生正紀氏」といいます。）が所有する対象者株式2,658,000株（所有割合7.17%）の全てを取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、ASOの発行済株式は麻生正紀氏がその全てを保有しています。

（注） 所有割合とは、対象者が平成30年8月9日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された平成30年6月30日現在の対象者株式（37,131,000株）から、同日現在において対象者が所有する自己株式数（60,400株）を除いた数（37,070,600株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入して計算しています。以下所有割合の記載について同じです。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

- （1）対象者の名称
株式会社イントランス
- （2）買付け等を行う株券等の種類
普通株式
- （3）買付け等の期間
平成30年10月18日（木曜日）から平成30年11月20日（火曜日）まで（24営業日）

(4) 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、平成30年11月29日（木曜日）までとなります。

(5) 買付け等の価格

普通株式1株につき金153円

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数 19,276,700株

買付予定数の下限 18,256,000株

買付予定数の上限 19,276,700株

(7) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(8) 決済の開始日

平成30年11月27日（火曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成30年12月5日（水曜日）となります。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が平成30年10月18日に提出する公開買付け届出書をご参照ください。

以上